

# 財政状況等の一覧表の見方について

## 共通事項

平成19年度決算の数値に基づき記載しています。

数値に該当がない場合は「 - 」、マイナスの場合は「 」の符号をつけることとして  
います。

金額の表示単位は、各項目とも千円単位で計算した額を百万円未満単位で四捨五入  
していますので、表上、差引額が一致しない場合があります。

### 【標準財政規模とは】

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を  
示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいいます。

なお、地方財政法施行令附則第11条第2項の規定により、平成21年度までの特  
例として、臨時財政対策債（地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外  
の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債）の発行可  
能額についても含まれています。

## 1 一般会計等の財政状況

一般会計及び特別会計のうち主として普通会計に係るものについて、決算値に基づ  
き記載しています。

### 【普通会計とは】

普通会計とは、統一的な基準で整理、比較するための統計上の会計区分で、津市  
では、「一般会計」、「住宅新築資金等貸付事業特別会計」、「土地区画整理事業特別会  
計」を合計し、会計間の重複額を控除したものとなっております。

### 【形式収支とは】

当該年度に収入された現金と支出された現金の差額を表示したもので、単純に歳  
入決算額から歳出決算額を差し引くことによって求められた額をいいます。

### 【実質収支とは】

形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引くことによって求められた額を  
いいます。

## 2 公営企業会計等の財政状況

特別会計のうち、1以外のもの（主として公営事業会計に係るもの）すべてについ  
て、決算値に基づき記載しています。

公営企業に係るものについては、対象事業区分及び各項目の数値について、総務省  
が実施しております「地方公営企業決算状況調査」に基づく数値を記載しています。

なお、当該調査の作成における取扱上、歳入の金額から歳出の金額を差し引いた金額と、形式収支の金額が一致しない場合があります。

地方公営企業法を適用している公営企業に係るものについては、備考欄に「法適用企業」と記載し、法適用以外に係るものについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示しています。

### 3 関係する一部事務組合等の財政状況

津市が加入する地方公共団体の組合について、財政状況を記載しています。

一つの組合に複数の会計がある場合には、会計ごとの内訳を記載しています。

「当該団体の負担割合」については、決算値に基づく平成 19 年度の実績をベースに記載しています。

### 4 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

次の条件に該当する第三セクター等に状況について記載しています。

当該地方公共団体の出資・出えん割合が 25%以上の第三セクター等

出資・出えん割合が 25%未満であっても、津市が財政的支援（補助金、貸付金、損失補償、債務保証）を行っている第三セクター等

### 5 充当可能基金の状況

基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債などの合計額を、財政調整基金、減債基金、その他の基金の別に記載しています。

### 6 財政指数

#### 【実質赤字比率】

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

#### 【連結実質赤字比率】

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

#### 【実質収支比率】

実質収支の標準財政規模（一般財源の標準的な規模）に対する割合をいいます。黒字の場合は、正数で、赤字の場合は負数で表されます。

#### 【実質公債費比率】

公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な

公債費相当額に充当されたものの標準財政規模等に占める割合の前 3 年度の平均値をいいます。借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

平成 18 年度以降地方債の発行は原則自由化されましたが、18%以上の団体は総務大臣又は都道府県知事の許可が必要になります。

#### **【将来負担比率】**

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模等に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

#### **【財政力指数】**

地方公共団体の財政力を示す指数で、この数値が高いほど財源に余裕があるといえます。

#### **【経常収支比率】**

地方公共団体の財政構造の弾力性(ゆとり)を判断するための指標で、この比率が低いほど臨時の支出等に対応できる余裕があるといえます。

#### **【資金不足比率】**

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。